

## Ⅸ. 社会保険

### ① 健康保険・厚生年金保険

#### ■ 強制適用

- \* すべての法人事務所  
農業法人は全て適用となります。
  
- \* 従業員が常時5人以上の個人事業所  
(飲食業・サービス業・農林漁業等は除く)  
農林漁業は適用となりません。

法人事務所 — 代表取締役、取締役等 役員が 加入できます。

個人事業所 — 事業主は 加入できません。

#### ■ 任意適用

- \* 従業員が常時5人未満の個人事業所  
事業主は加入できません。
  
- \* 飲食業・サービス業・農林漁業等の事務所は適用と  
ならないが、事業主を除いて加入することができます。

加入要件は・・・

従業員の半数以上の同意が必要です。

② 国民健康保険・国民年金又は農業者年金

● 任意適用で社会保険の加入をしない事業所

国民健康保険・国民年金

農業者年金

加入手続きは …

加入手続きは …

加入者個人 → 市町村役場

加入者個人 → JA

③ 社会保険の被保険者

国籍、年齢、報酬の多少などに関係なく、適用事業所に使用される人です。

(一定の要件のパートタイマーを除く)

④ 被保険者にならない人

- ・ 日々雇い入れられる人
- ・ 2ヵ月以内の期間を定めて使用される人
- ・ 季節的業務(4ヶ月以内)に使用される人
- ・ 臨時的事業の事業所(6ヵ月以内)に使用される人

⑤ 健康保険の給付

(イ) 病気やけがをしたとき

業務上、通勤災害を除く

■ 傷病手当金 ⇒ 国民健康保険にはありません。

病気やけがで療養のため仕事を休み給料を受けられないとき

標準報酬日額の 2/3

(1日につき賃金の概ね6割程度)

任意継続被保険者には支給されません。

(ロ) お産をしたとき

出産育児一時金 1児ごとに350,000円

出産手当金 標準報酬日額の2/3

(1日につき賃金の概ね60%程度)

(ハ) 死亡したとき

埋葬料 一律 50,000円

(被扶養者の死亡 50,000円)

⑥ 被扶養者

※ 主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満(後期高齢者医療の被保険者とならない)の人

・ 生計を維持しているとは・・・

原則として対象となる人の年収が130万円未満で、被保険者の年収の1/2未満

・ 人数に制限はありません。また人数によって保険料は増減しません。